

## 緊急要請書

現在、新型インフルエンザの予防接種が実施されているところであるが、地域によっては、郡市医師会が主導する形で集団接種が行われている。

その際、薬事法により、ワクチンを購入する主体が医療機関でなければならないとされるため、医師会としては直接購入することができず、やむを得ず、当該医師会の会長が個人として購入し、領収書の発行や出務費の源泉徴収などの会計事務を自らの医療機関の行為として行わざるを得ない事態が生じている。

集団接種の責任を一医療機関に求めることは酷であり、医療の最前線で献身的に取り組む関係者は、医師会としてワクチンが購入できるようにして欲しいと強く要望している。

かかる現状をご賢察賜り、この医療現場からの要望に速やかに対応して頂くよう、緊急に要請する。

厚生労働大臣

長妻 昭 殿

2009年12月9日

参議院議員 辻 泰弘